

全県版ふくい創業サポート事業企画・運営業務 仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、提案の内容を踏まえて仕様を追記することとする。

1 委託業務名

全県版ふくい創業サポート事業企画・運営業務（以下「サポート事業」という）

2 委託業務期間

令和8年 月 日から令和9年3月31日まで

3 委託料

12,995,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

4 委託業務の目的

県では、産業活性化を図るため、創業を目指す方や創業期の経営者に対し、成長段階に応じた適切な支援を継続的に行うことにより、新設法人（株式会社または合同会社）の設立および福井ベンチャーピッチへの登壇者の創出を図る。

5 支援対象者

福井県内で創業を目指す方や創業期の経営者（以下、「起業家等」という）

6 委託業務の内容

（1）活動場所

常駐する活動拠点を設ける必要はない。ただし、起業家等への対面による伴走支援が常時可能な体制を構築すること。

（2）「4 委託業務の目的」を達成するため、起業家等の発掘・広報と起業家等の伴走支援を次の①～⑥のとおり実施すること。

① 起業家等の発掘・広報

イベントや広報、他機関との連携活動等の計画を作成して、起業家等との接点を創出し、②から⑥に接続する起業家等を継続的に発掘すること。

また、サポート事業を実施していることをプッシュ型により県民に広く周知するとともに、支援内容について、常時アクセスできる環境を整備するなど、起業等を目指す県民がサポート事業の実施を知らないことがないよう努めること。

発掘対象者)

- ・ 今後1年程度での創業を志向する者
- ・ 創業後概ね2年以内で事業の磨き上げを必要とする者

例)

- ア セミナー・ワークショップを開催
- イ 市町や商工会議所・商工会に対し本サポート事業の趣旨、参加方法、伴走体制を周知
- ウ 県内のビジネスアイデアコンテスト等のイベントに参加し起業家等を発掘
- エ 県内大学や高専との連携

②女性およびシニア層に対する創業支援

起業家の掘り起しのため、女性およびシニア層が有する起業課題の解消に向けたイベントやセミナーなどを実施し、③以降の事業につなげること。

例)

- ア 女性を対象にした小規模座談会や女性起業家の勉強会の開催
- イ 財務・税務等の経営勉強会の開催
- ウ SNS・ECサイト・電子決済等の実装支援
- エ 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金獲得支援

③伴走前トリアージの実施

②で発掘した起業家等について、事業フェーズや課題、支援ニーズを把握し、適切な支援メニューへ接続することを目的としてトリアージを実施すること。

- ア 個別で面談し事業内容、進捗状況、課題、支援希望等の情報を整理すること（原則対面とし、家庭の事情等に応じてオンラインも可能とする）。
- イ 相談内容、評価結果、振り分け先等を記録・管理し、定期的に県に報告すること。

④事業計画等の磨上げに関する定期的な面談（壁打ち会）の開催

ア 壁打ち会の参加者を常時募集するとともに、①で発掘した起業家等を対象に、壁打ち会を毎月開催し、創業に向け起業家等のアイデアや事業計画について継続して磨き上げを行うこと。

イ 壁打ち会は、(公財)ふくい産業支援センターの職員に加え、起業家等を支援するうえで、十分な創業や経営知識を有する者を1名以上配置して助言を行うこと。

ウ 参加者は、初回参加時にプレゼンを行い、助言を受ける形式とする。2回目以降は、参加者がプレゼン形式または相談会形式を選択できるものとする。相談会形式の場合は、他の参加者のプレゼンや相談会を聴講することも可能とすること。

エ 壁打ち会は1年を通して6回以上開催すること。

オ 壁打ち会は、越乃バレーでの対面を原則とするが、天候不良等の状況に応じて、オンラインも可能とする。

カ 壁打ち会は半日（3～4時間程度）で完結する内容とすること。

キ 参加者の参加費用は無料とすること（懇親会等を開催する場合や旅費は除く）。

⑤実証マーケティング支援の実施

商品・サービスの市場性検証および販路拡大を目的とした実証マーケティング支援を

実施することにより、早期の事業化および収益化の促進を図ること。

ア 支援対象者に対し、1件あたり10万円を上限とした実証費用の活用支援を20名に行うこと。当該費用は、テストマーケティング、試作品改良、広告・PR、販路開拓等に活用するものとし、支出内容については適切に管理し、証憑書類の確認を行うこと（支援実績により委託費を調整する）。

イ 実証費用の活用支援を行う支援対象者は、事業の実現可能性や成長性を踏まえ、県と協議のうえ選定すること。

ウ 県内のイベントや展示会等への出展機会を提供し、出展に係る調整、準備、当日の運営支援を行うこと。

エ 支援対象者に対し、販路拡大、価格設定、ターゲット設定、広報戦略等について助言を行うこと。また、支援対象者の売上、顧客反応、来場者数等のデータを個々で収集・分析し実証の結果を踏まえた改善提案を行うこと。

⑥その他の伴走対応

④の壁打ち会および⑤の実証マーケティング支援の実施に加え、課題抽出・整理や関係者とのマッチング、助成金の獲得など起業家等の求めに応じて個別の課題解決に向けた起業家の行動に繋がる継続的かつ能動的な支援を行うこと。また、起業家等同士のつながりを強化する交流会を開催すること。なお、④の壁打ち会については常時受入れられる体制とすること。

ア 次の相談は、ふくい産業支援センターの相談窓口の活用を検討すること。

例)

- i 創業に係る手続きの助言
- ii 営業許可や法規制に関する助言
- iii 無料クラウドサービスの活用の助言
- iv 就業規則作成に関する助言
- v 獲得できそうな補助金の助言
- vi 参加できそうなビジコンの助言
- vii 事業計画や資金繰り（公庫の案内）の助言
- viii 経営進捗への助言

（3）支援目標

業務を実施する上で、次のとおり目標とすること

ア ④の壁打ち会の各回の参加人数は10名程度とすること。

イ 福井ベンチャーピッチ選考会登壇候補となるような起業家等を出すこと。

ウ 10社程度の新たな法人を年度内で創出すること。

7 独自提案事項（任意）

- ・本業務の目的を達成するために効果があると考え独自の実施（集中プログラム、起業キャンプ等）がある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、

独自提案事項も含めて委託料の上限額の範囲内とする。

8 スケジュールについて

スケジュールについては、受託者からの提案をもとに、県と協議の上確定することとするが、県としては開始までのスケジュールは以下を想定している。

・スケジュール(案)

令和 8 年 9 月上旬 契約締結
9 月中旬 事業開始

9 業務の報告

- ・業務の進捗、支援対象者の状況等について定期的に共有すること。
(氏名、所属、年齢、事業内容、参加経路、課題、今後の方針 等)
- ・業務終了後、速やかに全体の実施報告書を提出すること。
- ・(2) ②③④⑤の参加者および人数を取りまとめること。また、今後の政策に反映できるよう、参加者が全県版ふくい創業サポート事業の情報を入手した媒体や伴走支援の課題をまとめること。
- ・本事業中もしくは終了後の、株式会社または合同会社設立の状況を把握し、当該者のリストを作成すること。
- ・業務終了後、成果目標の達成状況を検証し、書面により県に報告を行うこと。具体的な報告内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- ・その他、県の指示に応じて、関係資料を提出すること。

10 その他

- ・受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・実施体制について、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと
- ・事業運営中に、参加者の声や要望に合わせて適宜企画内容の変更をすること。ただし変更の際は、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること
- ・育成した起業家等の事業後の成長支援は、受託者や受託者の関係する企業・投資家等に限りことなく、ふくい産業支援センターや県内外の企業・投資家等を紹介するなど広がりのあるものとする。
- ・越乃バレーのフリースペース（イベントスペース）の利用単価は5,500円（税込み）／1時間となる。今回この単価で算出した越乃バレーの利用経費も上限額に含むこと。

11 全県版ふくい創業サポート事業の位置づけ

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、福井県内からベンチャー起業家を発掘・育成するため、ふくいベンチャー創出プロジェクト（福井ベンチャーピッチ（昨年は10月29日 アオサにて開催）や専門家によるメンタリング等）を実施している。

このサポート事業は、県内の潜在起業家を発掘し事業計画の磨き上げ等の支援を通じて、ふ

くいベンチャー創出プロジェクト、特に福井ベンチャーピッチへ成長意欲の高い起業家を送り出すことを目的の一つとしているため、公益財団法人ふくい産業支援センターと緊密に連携する仕様としている。別添「全県版ふくい創業サポート事業の位置づけイメージ図」参照